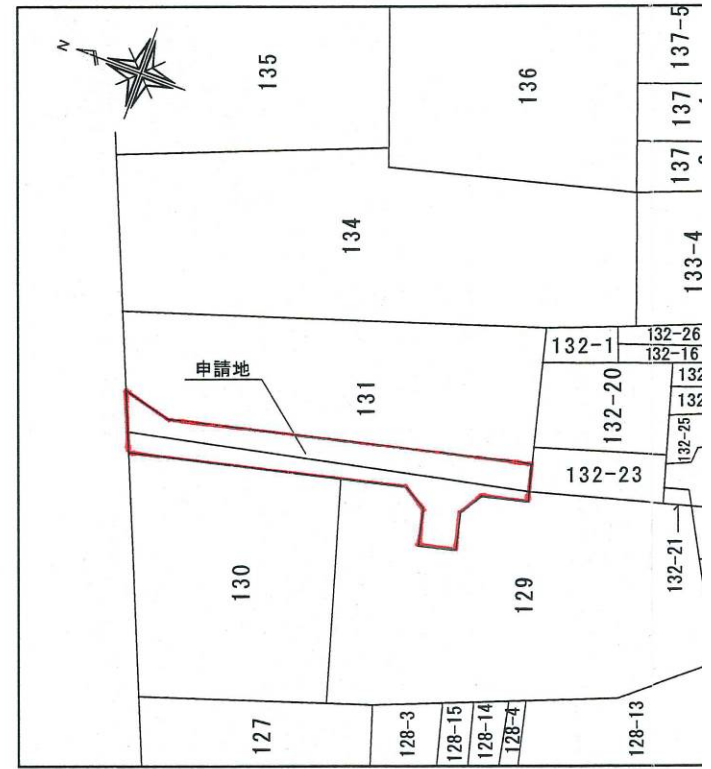


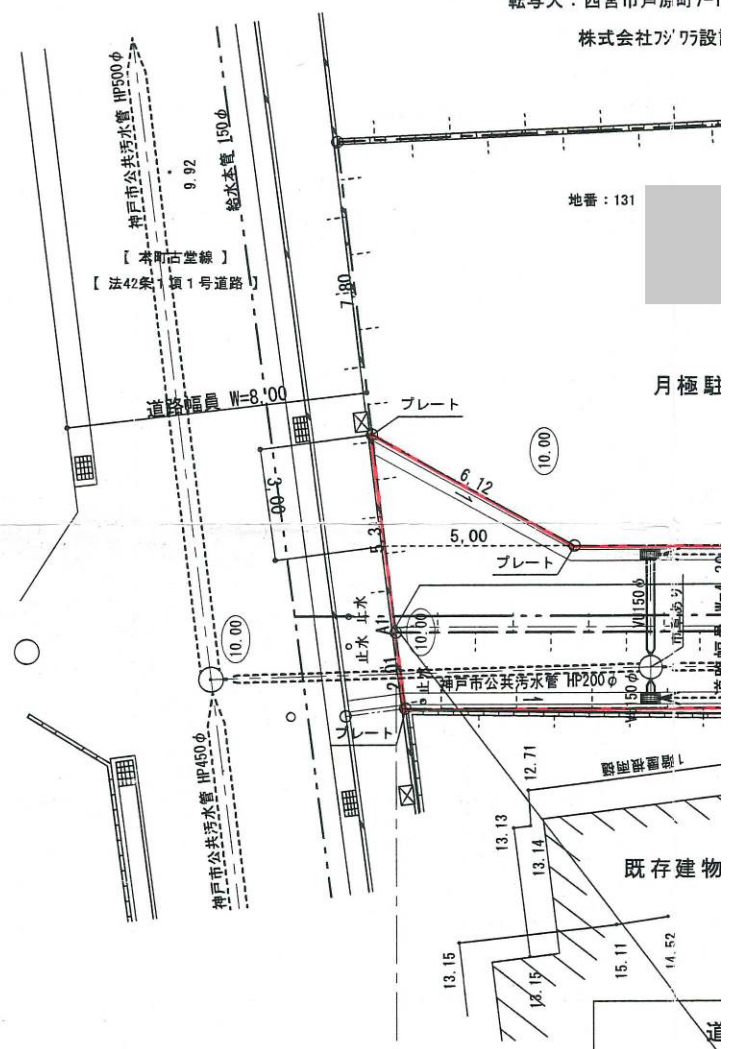
[位置指定]H27-010-2(1/2)

- ・表示内容は指定申請時のものであり、現況と相違している場合があります。
- ・実際の幅員、延長が指定と異なる場合、復元等が必要となりますので、窓口でご相談下さい。
- ・指定区域の一部が廃止済の場合がありますので、ご注意ください。



守 限 図

平成 27 年 5 月 1 日
 神戸地方方法務局西宮支局
 転写人：西宮市芦原町7-1
 株式会社777設計

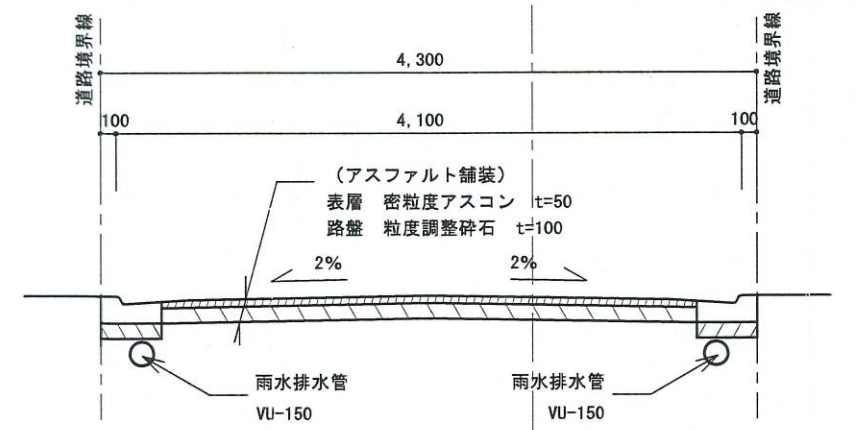


[凡 例]

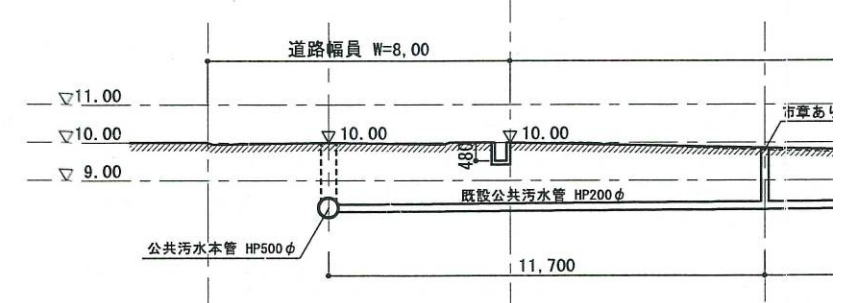
方位		既存道路及び既指定道路 (年月日・番号記入)		市界	
申請する道路の 位置 (赤インキ)		今後予定 する道路		既存建築物 (用途を記入)	
標識の位置		地番界		予定建築物 (用途を記入)	
下水・側溝等		敷地界			

[注 意]

1. 関係土地とは、その私道に直接に接する土地をいう。
2. 承諾書の[権利の種類]欄は、土地又はその土地上の建築物若しくは工作物について該当する権利(所有権、借地権等)をそれぞれ記入すること。
3. 図面にも、地番、権利の種類及び氏名を記入すること。
4. 付近見取図、道路及び標準断面図を記載し、方位は一致させること。
5. 道路の延長は幅員別に記入すること。
6. この用紙のみで記入できない場合は、同質、同形の用紙を使用し、該当する部分において権利を有する者及び図面作成者の印で、本用紙と割印して追加すること。
7. 申請者(正・副)にはこの用紙(追加紙を含む。)の写しを添付し、この用紙は別に(同時に)提出すること。
8. 申請する道路の位置は赤字で、その他は黒字で記入すること。



道路標準断面図 S=1/50



- ・表示内容は指定申請時のものであり、現況と相違している場合があります。
- ・実際の幅員、延長が指定と異なる場合、復元等が必要となりますので、窓口でご相談下さい。
- ・指定区域の一部が廃止済の場合がありますので、ご注意ください。